

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から53年3月まで

昭和53年にA町役場(当時)で住所変更の手続を行った際に、国民年金の加入を強く勧められ、夫婦で加入手続をした。

その際に、役場の職員から過去の未納期間を指摘されたので、夫婦二人分のそれまでの未納期間に係る国民年金保険料を遡って納付した。納付方法は、1回当たり2万円くらいの金額を6回から7回にわたり納付したはずである。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和53年11月頃に夫婦連番で払い出されたことが推認でき、申立期間はその際に20歳到達時まで資格取得日が遡及したことによる未納期間と認められるところ、当該払出時は、第3回特例納付の実施時期である上、申立人夫婦と同様に昭和53年度にA町で国民年金に加入した被保険者の保険料納付状況(申立人夫婦と同様に国民年金加入時点から前年度以前に国民年金の資格取得日が遡及した被保険者の過年度納付及び特例納付の実績等)から、申立人夫婦が国民年金に加入したA町では、国民年金保険料の過年度納付及び特例納付の勧奨が行われていたことが推認できる。

また、申立人は、「申立期間の保険料は一括納付できなかったもので、1回当たり2万円くらいの金額を6回から7回にわたり納付したはずである。」旨主張しているところ、申立人夫婦が加入した昭和53年11月時点で過年度納付可能な51年10月から53年3月までの期間の過年度保険料(6万9,600円)、及

び加入年度で既に納付済みの昭和 53 年度の現年度保険料（6 万 5,520 円）を合計した保険料額は 13 万 5,120 円となり、これは申立人が納付したと主張する申立人夫婦二人分の保険料額とおおむね一致する。

さらに、前述の昭和 53 年度に A 町で加入した国民年金被保険者の保険料納付状況から、申立人夫婦及び過年度が厚生年金保険の被保険者であった者を除き、国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる。

一方、前述の昭和 53 年度に A 町で加入した国民年金被保険者の保険料納付状況から、特例納付を行っていることが確認できる者は、年金の受給権確保を目的としていた状況が見受けられるところ、申立人は、特例納付により国民年金保険料を納付しなくても、国民年金に加入した時点から 60 歳到達時までにおいて年金受給資格（300 月）を満たすことができる状況にあったことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 51 年 2 月から同年 9 月までの期間、及び申立人の夫の 49 年 6 月から 51 年 9 月までの期間をそれぞれ特例納付により納付した場合の国民年金保険料額（14 万 4,000 円）を、前述の申立人夫婦二人分の過年度保険料（6 万 9,600 円）に加算すると、申立人が申立期間の保険料として納付したと主張する金額とは大きく相違する。

さらに、申立人夫婦が、申立期間のうち昭和 51 年 2 月から同年 9 月までに係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、そのほかに、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、当該期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から53年3月まで

昭和53年にA町役場(当時)で住所変更の手続を行った際に、国民年金の加入を強く勧められ、夫婦で加入手続をした。

その際に、役場の職員から過去の未納期間を指摘されたので、夫婦二人分のそれまでの未納期間に係る国民年金保険料を遡って納付した。納付方法は、1回当たり2万円くらいの金額を6回から7回にわたり納付したはずである。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和53年11月頃に夫婦連番で払い出されたことが推認でき、申立期間はその際に20歳到達時まで資格取得日が遡及したことによる未納期間と認められるところ、当該払出時は、第3回特例納付の実施時期である上、申立人夫婦と同様に昭和53年度にA町で国民年金に加入した被保険者の保険料納付状況(申立人夫婦と同様に国民年金加入時点から前年度以前に国民年金の資格取得日が遡及した被保険者の過年度納付及び特例納付の実績等)から、申立人夫婦が国民年金に加入したA町では、国民年金保険料の過年度納付及び特例納付の勧奨が行われていたことが推認できる。

また、申立人の妻は、「申立期間の保険料は一括納付できなかったので、1回当たり2万円くらいの金額を6回から7回にわたり納付したはずである。」旨主張しているところ、申立人夫婦が加入した昭和53年11月時点で過年度納付可能な51年10月から53年3月までの期間の過年度保険料(6万9,600円)、

及び加入年度で既に納付済みの昭和 53 年度の現年度保険料（6 万 5,520 円）を合計した保険料額は 13 万 5,120 円となり、これは申立人の妻が納付したと主張する申立人夫婦二人分の保険料額とおおむね一致する。

さらに、前述の昭和 53 年度に A 町で加入した国民年金被保険者の保険料納付状況から、申立人夫婦及び過年度が厚生年金保険の被保険者であった者を除き、国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる。

一方、前述の昭和 53 年度に A 町で加入した国民年金被保険者の保険料納付状況から、特例納付を行っていることが確認できる者は、年金の受給権確保を目的としていた状況が見受けられるところ、申立人は、特例納付により国民年金保険料を納付しなくても、国民年金に加入した時点から 60 歳到達時までにおいて年金受給資格（300 月）を満たすことができる状況にあったことが確認できる。

また、申立期間のうち、申立人の昭和 49 年 6 月から 51 年 9 月までの期間及び申立人の妻の 51 年 2 月から同年 9 月までの期間をそれぞれ特例納付により納付した場合の国民年金保険料額（14 万 4,000 円）を、前述の申立人夫婦二人分の過年度保険料（6 万 9,600 円）に加算すると、申立人の妻が申立期間の保険料として納付したと主張する金額とは大きく相違する。

さらに、申立人夫婦が、申立期間のうち昭和 49 年 6 月から 51 年 9 月までに係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、そのほかに、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、当該期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和48年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年10月まで

私は、A事業所を退職してすぐの昭和48年8月頃に、B市C区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料も夫婦二人分を区役所で納付し、領収書を受け取った記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料を完納（申請免除した期間についても後日追納）している上、厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回適切に行っており、申立人の納付意識の高さ及び年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立人は、「A事業所を退職してすぐの昭和48年8月頃に、B市C区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。」旨主張しているところ、
i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録及び申立人が所持する国民年金手帳の発行日から、昭和48年7月30日を資格取得日として、同年8月頃（夫婦連番）に払い出されていることが推認されること、
ii) 当該払出時期から、申立人に係るA事業所の厚生年金保険被保険者の資格喪失後、すぐに国民年金の加入手続を行っていることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用でき、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付する意思をもって国民年金の加入手続を行ったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料をC区役所の窓口で納付し、領収書を受け取った記憶がある。」旨主張をしているところ、B市では、申立

期間である昭和 48 年度に国民年金保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書納付方式に順次移行していたことが確認できることから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付書により納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

大分厚生年金 事案 1050

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年5月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を3年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年6月1日まで

私は、平成3年4月にA社に入社したのに、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年6月1日と記録されていることに納得できない。

私が所持する給与明細書から、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する平成3年4月分の給与明細書における労働日数に係る記載から、申立人は、A社に同年4月1日から勤務していたものと推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成13年8月29日と記録されているところ、申立人の保管する同年7月分及び同年8月分の給与明細書から判断すると、同社は厚生年金保険料の控除方式を当月控除としていたと推認できる上、申立人の保管する平成3年5月分の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年5月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、前述の平成3年5月分の給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、26万円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成3年4月1日から同年5月1日までの期間については、申立人が保管する同年4月分の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 24 日から同年 11 月 24 日まで
② 昭和 34 年 6 月 1 日から同年 9 月 25 日まで
③ 昭和 34 年 9 月 26 日から 35 年 2 月 24 日まで
④ 昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 12 月 8 日まで

申立期間における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、私は脱退手当金を請求した記憶は無く、受給もしていないので、申立期間について、脱退手当金の支給済み記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人の最初の厚生年金保険の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立期間は当該未請求期間において払い出された厚生年金保険被保険者台帳記号番号と同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給されたとする額（7,800 円）は、法定支給額（8,392 円）と 592 円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

大分厚生年金 事案 1052

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年7月1日）及び資格取得日（昭和44年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和43年7月から同年9月までの期間を5万2,000円、同年10月から44年7月までの期間を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月1日から44年8月1日まで

私は、昭和36年6月から57年11月までの期間において、A社の専属下請け業者であるB班(後のB社)に所属し、C地区及びD県におけるA社の施工現場において継続してトンネル掘削工事に従事した。

申立期間について、一緒に勤務したB班の同僚にはA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのに、私の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和36年6月から57年11月までの期間において、A社の専属の下請け業者であるB班に所属してA社が施工した各工事現場においてトンネル掘削工事に継続して従事した。」旨供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和36年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43年7月1日に同資格を喪失後、再度44年8月1日に同社における厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録となっており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人の供述及び申立人が所持する粉じん作業歴票の記載内

容、並びにA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同社の正社員の供述及び同様に被保険者記録が確認できるB班の同僚の供述などから判断すると、申立人が申立期間において同社が施工した日本国有鉄道E線延長工事及びF市用水貯水槽工事において、引き続きトンネル掘削工事に従事していたことが認められる。

また、前述の正社員及びB班の同僚が、当時、一緒に前述のトンネル掘削工事に従事していたとして挙げた申立人を除くB班の同僚全員について、前述の被保険者名簿及びオンライン記録において申立期間を含む継続した厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における申立人の昭和43年6月の記録及び同職種の同僚の同年10月の記録から、同年7月から同年9月までの期間を5万2,000円、同年10月から44年7月までの期間を6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年7月から44年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年5月から19年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年5月から15年1月まで
② 平成15年2月から同年6月まで
③ 平成15年7月から19年10月まで

私は、日本に家族が居るため定住することにし、妻に勧められたので、平成14年4月頃にA市役所で自分の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、国民年金に加入した当初から、送られてきた納付書で、毎月、郵便局で納付したり、コンビニエンスストアで納付したりしていた。

申立期間は全て納付したので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、国民年金に加入した当初から、送られてきた納付書で、毎月、郵便局で納付したり、平成14年4月頃から、コンビニエンスストアで納付したりしていた。」旨主張しているところ、平成9年1月以降の基礎年金番号導入後におけるオンライン記録から申立人の国民年金保険料が納付された記録は確認できない上、制度上、コンビニエンスストアにおいて国民年金保険料が納付可能になったのは、16年2月以降であることから、申立期間①、②及び申立期間③のうち15年7月から16年1月までの期間については、同年2月以降に納付書を発行しない限りコンビニエンスストアでの納付ができなかったものと考えられ、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、国民年金保険料を納付したとする郵便局及びコンビニエンスストア、納付日、及び納付期間等についての記憶が曖昧であるとともに、申立期間は66か月と長期間であるところ、特に平成14年4月に、保険料収納事

務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成・発行、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層促進され、誤った納付書の発行、記録漏れ、記録誤り等は極めて少ないものと考えられることから、申立人のオンライン記録に複数回及び長期間にわたって収録されなかったとは考え難い。

さらに、申立期間当時、申立人に別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から55年2月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から55年2月まで

私は、20歳を1、2年過ぎた頃に国民年金に加入することができるを知り、A市役所で相談したところ、「20歳まで遡って加入できる。」と聞いたので加入手続を行い、国民年金保険料と付加保険料を併せて20歳に遡って全て納付した。

その後、一度も滞りなく保険料を納付したのに、申立期間の付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録及び国民年金手帳記号番号払出簿から、20歳到達時を資格取得日として昭和55年3月頃に払い出されたことが確認できる上、申立人に係る特殊台帳の記載から、申立人は付加年金に同年3月28日付けで加入し、同月以降の付加保険料を納付していることが確認できることから、制度上、付加保険料は、申出を行った日の属する月以後の各月について納付することができるため、申立期間の付加保険料を遡及して納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人及び申立人の妻に係る特殊台帳によると、同人らは、昭和55年3月29日にこの時点でそれぞれ未納となっていた期間の国民年金保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付により一括納付していることが確認できるところ、申立人の妻についても申立人と同様に、同年3月以降の付加保険料について納付済みとなっている一方で、それより前の期間については付加保険料が未納となっていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入時期を誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されて

いたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 836 (事案 519 及び 628 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 41 年に A 市へ転入した際に国民年金に加入したが、数か月後に、地区の婦人会の役員が来て、「市から依頼された。」と言って、申立期間の国民年金保険料を過去に遡って数千円請求された。当時は大金だったのですぐには払えなかったが、後日、お金を工面して一括して婦人会の役員に納付した。

このことについて、前回までの申立てが認められなかったことに納得できない。今回、国民年金手帳保管証が見つかったので、再度、調査をしてもらいたい。

また、A 市の紙台帳の調査については、コピーではなく現物を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和 41 年 10 月時点では、申立期間の大部分は過年度となるが、A 市によると、「申立期間当時、婦人会では、現年度の国民年金保険料のみを徴収し、過年度納付及び特例納付の保険料は取り扱っていなかった。」と回答していること、ii) 41 年は特例納付の実施時期でないこと、iii) 申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 5 月 15 日付け及び同年 12 月 18 日付けで当該期間について年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「国民年金手帳保管証が見つかったので、再度、調査をしてもらいたい。」旨主張し、再度申立てをしているところ、申立人が所持している国民年金手帳保管証からは、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる記載及び事情は見当たらない。

また、申立人は、「A市の紙台帳の記載におかしいところがあるので、コピーではなく現物の紙台帳で確認してほしい。」旨主張しているところ、前回までの調査時においても確認した申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の写しからは、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる記載及び申立人の主張する不自然な記載は見当たらない上、当該被保険者名簿の写しは、申立人が主張する申立人に係る被保険者名簿の現物と相違ないものと判断できる。

さらに、申立人から申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる新たな証言等はなく、そのほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 837

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から同年12月まで

私は、A事業所を退職し、B町役場に正職員として採用されるまで、同役場で臨時職員として勤務した。その期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人が申立期間を含め、国民年金に加入した記録は確認できず、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間の納付書は発行されず、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 838

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月

私は、昭和48年頃に46年6月から48年3月までの国民年金保険料が納付されていないという通知が届いたので、同年6月27日に22か月分の保険料1万800円を納付した。しかし、申立期間の国民年金保険料については、何も請求等が無く、現在も未加入となっている。

このことは、厚生年金保険の資格喪失日を確認せず、国民年金の資格取得日を設定した行政側のミスであり、納付の機会を奪われたことから、申立期間の納付を認めてもらいたい。

また、平成15年頃に社会保険庁（当時）から、昭和46年8月から同年11月までの国民年金保険料に係る還付請求書が届いたが、少額だったので還付手続きをしなかったところ、時効により還付してもらえなくなった。その還付金を申立期間の保険料に充当してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和46年6月1日を資格取得日として48年6月頃に払い出されていることが推認される。申立期間は国民年金の未加入期間として把握されたことにより、46年6月から48年3月までに係る納付書が発行され、当該期間の国民年金保険料は48年6月27日に過年度納付されていることが申立人の所持する領収証書から確認できることから、申立期間の国民年金保険料が納付されていないことは明らかであり、このことは申立人も認めているところである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、「申立期間が現在も未加入となっているのは厚生年金保険の資格喪失日を確認せず、国民年金の資格取得日を設定した行政側のミスであり、納付の機会を奪われたことから、申立期間の納付を認めもらいたい。」「昭和46年8月から同年11月までの国民年金保険料に係る還付請求書が届いたが、少額だったので還付手続きをしなかったところ、時効により還付してもらえなくなった。その還付金を申立期間の保険料に充当してほしい。」旨それぞれ主張しているところ、年金記録確認第三者委員会は、保険料納付の有無について検討し年金記録の訂正の可否を判断するものであり、保険料の納付、還付及び充当に関する法律の規定又は運用の可否について判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から同年12月までの期間、56年6月及び同年7月、同年10月から58年12月までの期間、59年5月から同年11月までの期間、60年6月から同年11月までの期間、61年2月から62年9月までの期間、平成6年8月及び同年9月、8年5月から9年3月までの期間、11年4月から同年10月までの期間、13年4月から同年9月までの期間、14年4月から同年9月までの期間及び15年4月から16年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年6月から同年12月まで
② 昭和56年6月及び同年7月
③ 昭和56年10月から58年12月まで
④ 昭和59年5月から同年11月まで
⑤ 昭和60年6月から同年11月まで
⑥ 昭和61年2月から62年9月まで
⑦ 平成6年8月及び同年9月
⑧ 平成8年5月から9年3月まで
⑨ 平成11年4月から同年10月まで
⑩ 平成13年4月から同年9月まで
⑪ 平成14年4月から同年9月まで
⑫ 平成15年4月から16年10月まで

私は、昭和54年にA市B区から同市C区へ引っ越し、C区役所で国民健康保険に加入した際に国民年金の制度があることを初めて知り、1年後の55年頃に国民年金に加入した。

国民年金保険料は、送られて来た納付書で、大体6か月分ずつ金融機関から納付していたので、申立期間①から⑥までが未加入期間となっていることに納得できない。

また、平成4年にD県E町へ引っ越してから、国民年金保険料は、送ら

れて来た納付書で、大体6か月分ずつ金融機関から納付していたので、申立期間⑦から⑫までが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録及び申立人のA市C区の国民年金被保険者名簿から、厚生年金保険の資格喪失日である昭和63年2月16日を資格取得日として平成元年5月頃に払い出されていることが推認できるところ、申立期間①から⑥までは国民年金の未加入期間であることから、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、「D県E町に転居してからも、全て保険料を納付したはずである。」旨主張しているものの、申立期間⑦から⑫までの国民年金保険料の納付に係る申立人の記憶が曖昧であり、具体的な証言を得ることができない。

さらに、申立人が居住していたF県G市を管轄するH税務署が保管している申立人に係る平成15年及び16年分の確定申告書からは、申立人が申立期間⑩から⑫までの国民年金保険料を納付（現年度及び過年度を含む。）していたことを示す記載は確認できない。

加えて、申立期間は、12か所で合計120か月と多数かつ長期間であるとともに、それぞれの申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から52年10月まで
② 昭和52年11月から53年1月まで

私が、20歳の頃、両親がA町で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①については両親が、申立期間②については夫が、地区役員を通じて納付組織で国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間①及び②が未納となっているとのことだが、その当時、地区役員から申立期間の国民年金保険料に係る未納の督促もされていない。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「私の国民年金は20歳の頃、両親がA町で加入手続を行い、地区役員を通じて納付組織で国民年金保険料の納付をしてきていた。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、20歳到達時を資格取得日として婚姻（昭和52年11月）後の53年2月頃にB村で払い出されていることが確認できることから、申立期間①当時、申立人は国民年金に未加入であり、当該期間に係る納付書は発行されず、申立人の両親がA町の納付組織で申立人に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人は、「夫が地区の納付組織で納付してくれていた。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録及び国民年金被保険者名簿から、申立人を含む複数の被保険者が当該手帳記号番号払出日以降の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人が居住していた地区の納付組織においては、国民年金手帳記号番号払出月である昭和53年2月以降の保険料について、納付組織で納付す

ることが可能であったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 841

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月及び12年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月
② 平成12年4月

申立期間の国民年金保険料については、国民年金の振込用紙が送られてきたので、両親に相談して振り込んだと記憶している。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認できないことから、申立期間①は国民年金に未加入であり、当該期間の納付書は発行されず、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、オンライン記録の勸奨関連情報によると、平成12年6月以降、社会保険事務所（当時）から申立人に対して「未加入期間国民適用勸奨」が送付されていたことが確認でき、その後、14年2月20日時点で社会保険事務所が作成した「未適用者一覧表」においても、申立期間②は、国民年金に未加入であり、納付書は発行されず国民年金保険料を納付できなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1053

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 4 年 3 月 15 日まで

私は、A社からB社C工場内のD社に労働者として派遣されて勤務していた。その後、A社を退職した翌日にE社に入社し、B社C工場内のD社で勤務した。

A社及びE社はD社の下請事業所であり、私の勤務内容に変化もなかったのに、申立期間のE社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成2年11月1日から3年8月1日までの期間について

申立人は、当該期間について、「私は労働者としてB社C工場内のD社に派遣されており、D社に毎日、業務日報を提出していたので、同社に問い合わせれば、継続して勤務していたことが確認できるはずである。」旨供述しているが、D社F出張所工事は、「当時の業務日報は保管していない。」と回答しており、申立人の主張する確認方法では申立人の勤務実態を知ることができない。

また、E社の社長に申立人を紹介したとする同僚及び申立人が記憶するD社の同僚、オンライン記録により申立期間においてE社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会しても、申立人の同社における勤務期間の特定ができない。

さらに、申立人の雇用保険の給付記録によると、申立人は平成2年10月31日にA社を離職した後、3年4月25日に求職申込を行い、同日から同年8月1日までの期間において待期期間とされた後、E社に同年8月1日付けで就

職したことに伴い、再就職手当が支給された記録が確認できる。

加えて、E社は、「事業所が火災に遭い、資料等が残っていないため、保険料控除について確認することができない。」と回答しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料を得ることができない。

2 申立期間のうち、平成3年8月1日から4年3月15日までの期間について

雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該期間においてE社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、E社の複数の同僚に係る雇用保険の被保険者記録によると、当該同僚らの雇用保険被保険者の資格取得日とオンライン記録における厚生年金保険被保険者の資格取得日は必ずしも一致していない上、オンライン記録によると、同社の複数の同僚が供述する勤務開始時期と当該同僚らの同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日も一致していない。

また、E社の事業主は、「私は申立期間当時、社会保険関係の事務担当者ではなかったが、従業員を雇用してもすぐに辞める者が多く、試用期間を設けて、雇用して1年から2年くらいまでの期間は社会保険に加入させないこともあったと記憶している。従業員の希望により社会保険の手続を行わないこともあった。」と供述している。

これらのことから判断すると、E社は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1054

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 8 月 1 日まで
② 平成 2 年 7 月 1 日から 3 年 8 月 1 日まで
③ 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 4 月 1 日まで

私が、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①については給与支給額が下がった記憶は無いのに、標準報酬月額が当該期間前の標準報酬月額に比べて低い金額で記録されていることに納得できない。

申立期間②について、A社が平成 2 年 7 月 1 日にC社（現在は、B社）に合併した際に、両社の合併の前後で私の勤務内容が変わったわけでもなく、給与も同じ水準で支給されていたのに、A社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失時における標準報酬月額は 41 万円で記録されていたにもかかわらず、C社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得時の標準報酬月額が 30 万円と低い額で記録されていることに納得できない。

C社に勤務していた期間について、私が定年に到達する平成 8 年 3 月末までは給与支給額が減額された記憶は無いのに、申立期間③において標準報酬月額が当該期間前の標準報酬月額に比べて低い金額で記録されていることに納得できない。

全ての申立期間について、実際に支給されていた給与支給額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は全ての申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われる

のは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれの見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

ところで、本件申立てに関しては、全ての申立期間について、B社には賃金台帳等が保管されておらず、申立人の給与支給額及び保険料控除額について確認できる関連資料を得ることができないところ、各申立期間については、以下のような事情が確認できる。

2 申立期間①について

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の標準報酬月額と比較して、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されているとは認められない。

また、前述の被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚から申立人の厚生年金保険料の控除額等に関する供述及び周辺事情を得ることはできない。

さらに、申立人に係る前述の被保険者原票の記録とオンライン記録は一致しており、遡及訂正等の不自然な形跡もみられない。

3 申立期間②について

オンライン記録により当該期間においてC社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚らは、「A社がC社と合併した際に、報酬月額が上がることはあっても下がることは通常考えられない。」、「申立人は私よりも職位が高かったので、私よりも低い標準報酬月額で記録されているということは考えられない。」旨述べているところ、申立人から提出された「D銀行預金口座に係るお取引明細表」によれば、申立人が当該期間において、32万円から36万円までの標準報酬月額に相当する給与が振り込まれており、オンライン記録による標準報酬月額を超える額の給与が支給されていたことが確認できる。

しかしながら、当該取引明細表からは、申立人がその主張する報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、当該期間について、B社から提出されたE健康保険組合の標準報酬月額の記録は全てオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人に係るオンライン記録は、遡及訂正等の不自然な形跡もみられない。

4 申立期間③について

B社は、「保険料控除については翌月控除である。」旨回答しており、申立人から提出された平成8年4月分の給与明細書により控除されたことが確認できる厚生年金保険料は同年3月分であると認められるところ、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録による標準報酬月額と一

致している。

また、B社が保管している申立人に係る「人事に関する申請」の書類によると、申立人は平成6年10月1日付で役職解任された上で、役員報酬が9万円から5万1,000円に変更されるよう申請されていることが確認できる。

さらに、当該期間について、B社から提出されたE健康保険組合の標準報酬月額記録は全てオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人に係るオンライン記録は、遡及訂正等の不自然な形跡も認められない。

- 5 このほか、全ての申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると全ての申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1055

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月 2 日から同年 8 月 28 日まで
② 平成元年 1 月 27 日から同年 2 月 1 日まで

私は、申立期間①はA市に所在したB社に季節社員として勤務し、申立期間②はC事業所に準社員として勤務したが、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

雇用保険の被保険者記録から、申立人が、当該期間について、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社に係る商業登記簿謄本から、同社は平成 21 年 7 月 31 日に解散していることが確認できるところ、申立期間①当時、当該登記簿謄本により取締役であったことが確認できる複数の者は、「当時の資料は無い。」、「当時の書類が残っているかは分からない。」とそれぞれ供述しており、申立人の申立期間①に係る保険料控除について確認できる賃金台帳等の関連資料を得ることはできない。

また、申立人は、「申立期間①当時、私を含めて季節社員は 30 人くらいいた。」と供述しているところ、当時において社会保険事務を担当していたとする者は、「当時は季節社員、パート社員は大勢いたが、それらの者は社会保険には加入させていなかった。」と供述している上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和 54 年 1 月 11 日から 56 年 5 月 20 日までの期間については、厚生年金保険被保険者の資格を取得している者は確認できないことなどから判断すると、B社は、申立期間①

において、従業員について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番も無い。

2 申立期間②について

C事業所が保管する期間社員退職者一覧表から、申立人が、当該期間において、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書から、申立人に係る資格取得が取り消されていることが確認できるところ、D社は、「申立人について社会保険の加入手続は行っておらず、保険料も給与から控除していない。」と回答している。

また、申立人は、「給与から、社会保険料、食事代などで1万9,000円が引かれていた。」と供述しているところ、前述の決定通知書の申立人に係る標準報酬月額欄には28万円と記載されていることが確認できるが、この標準報酬月額に基づく健康保険及び厚生年金保険の保険料額（2万8,900円）は、申立人が、給与から控除されていたと主張する保険料等の額とは相違している。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1056

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 19 日から 43 年 1 月 19 日まで

私は、結婚により A 社を退職した後に、同社に係る厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶が有るが、申立期間の B 社に係る厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶が無い。

申立期間については脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

本来、脱退手当金を支給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするべきものであるところ、申立人については申立期間の B 社から A 社までの合計 4 か所の被保険者期間が同一番号で管理されているにもかかわらず、支給決定がなされたのは B 社及び A 社に係る被保険者期間についてのみであり、その間に在る 2 か所の被保険者期間は支給されていない期間として存在していることは事務処理上不自然である。

しかしながら、申立人は、「結婚により A 社を退職した。当時は、女性が結婚退職した際は将来において年金を受給する機会が無くなるため、脱退手当金を請求し、受給することは一般的であった。」、「脱退手当金は旧姓で請求し、昭和 47 年ごろに受給したと思う。」旨供述しているところ、オンライン記録から申立人に係る脱退手当金が昭和 47 年 6 月 27 日に支給決定されていることが確認できることから、申立人が当該脱退手当金を請求及び受給したことは事実であると認められる。

また、申立人は、「受給額は覚えていないが、B 社に係る厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶が無い。」旨供述しているところ、申立人に係る脱退手当金の支給記録は 1 回のみである上、前述の申立人に

係る脱退手当金の支給額は、B社及び申立人が受給したことを認めているA社に係る被保険者期間を計算の基礎として算出されていることが確認できる。

これらのことから、申立人に係る脱退手当金については管理上の事務処理の不自然さは見受けられるものの、申立人が脱退手当金を請求及び受給したことを認めており、かつオンライン記録の支給額に計算上の誤りはないことが確認できる状況においては、申立人の主張のみをもってB社の脱退手当金が支給されなかったものと判断するのは困難である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1057

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 26 日から 44 年 1 月 15 日まで

申立期間におけるA社の厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、私は脱退手当金を請求した記憶は無く、受給もしていないので、申立期間について、脱退手当金の支給済み記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている申立人と同性の厚生年金保険被保険者のうち、申立人の被保険者資格喪失日である昭和44年1月15日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給要件を満たしている20人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11人に支給記録が確認でき、そのうち9人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、45年9月3日に複数の被保険者の脱退手当金が同日に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求については、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る前述の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和44年4月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1058

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 29 日から 34 年 11 月 1 日まで

私は、申立期間においてA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び事業主の子の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、A事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、前述の事業主の子は、「当社は従業員数も少なく、申立期間において、事業所は社会保険には加入していなかったのではないか。」と供述しているところ、事業所番号等索引簿によれば、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和 36 年 1 月 1 日であり、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A事業所は、昭和 59 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認できる事業主の供述及び関連資料を得ることができない上、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会を行っても回答を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1059

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 12 月 1 日から平成元年 11 月 1 日まで
② 平成 2 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

私は、A社に昭和 63 年 12 月頃から平成 2 年 2 月頃まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、同社に係る勤務期間のうち、63 年 12 月 1 日から平成元年 11 月 1 日までの期間、及び 2 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び当時の役員の供述から判断すると、申立人が、当該期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A社は、平成元年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが認められ、同社は申立期間①において適用事業所で無かったことが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本により当時取締役であったことが確認できる者は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となる以前に、従業員の給与から厚生年金保険の保険料は控除していない。」と供述しているところ、当該取締役であった者及び当該登記簿謄本により申立期間①において代表取締役であったことが確認できる者について、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成元年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる 5 人の同僚のうち 2 人について

も、同社において厚生年金保険被保険者の資格を取得する以前の期間において国民年金の被保険者記録が確認できる。

2 申立期間②について、オンライン記録から、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会しても、申立人の申立期間②に係る同社の勤務実態について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人はオンライン記録から、当時B市C区に所在したD社に係る厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。